

2024年度 福田病院 特別養子縁組部門 第三者評価 結果報告書 <総評>

第三者評価結果の概要をお知らせ致します。

詳細につきましては、民間あっせん機関で保管している「評価結果報告書」でご覧頂けます。

評価機関名 : 株式会社IMSジャパン (指定番号 0102-01)

総評

<特に評価が高い点>

【1】 実親の安全・安心な出産を支える医療体制を整備し、実親に徹底して寄り添いながら自己決定をサポートしています

当院は産婦人科病院内にあるあっせん機関として、実親に対し安全で安心な出産と医療の提供を実現しています。妊婦健診のたびに社会福祉士や助産師、公認心理師などが実親と面会し、一人一人に合った社会資源や情報提供を行い、揺れ動く気持ちを尊重しながら心身をサポートしています。ケースによっては居所提供を行い、出産までの期間中、秘匿性が保たれた長期滞在可能な個室で支援をしています。出産に向け、本人と一緒にバースプランを立て、母子同室の希望や母乳育児の希望など、実親の気持ちに寄り添いながら共に考えています。妊娠中の気持ちや、家族・赤ちゃんへの思いを文字に残し、感情を整理するサポートも行っています。出産後は、実親が赤ちゃん個室で過ごし、家族も同室で滞在しながら、静かな環境の中で家族や専門職と共に、子どもとの未来について熟考できるような環境を提供しています。特別養子縁組に関する同意・不同意の確認は、退院後自宅に帰り、冷静になった状態で自己決定できる時間を設け、複数の職員が丁寧に意思の確認を行っています。その際、承諾撤回についても書面を渡し十分に説明をしています。児童の権利に関する条約に基づき、実親による養育の可能性を十分に模索しながら、徹底して寄り添うことで自己決定をサポートしています。

【2】 院内外の英知を結集して支援方針の検討を行い、児童の最善の利益を揺るぎない指針としてソーシャルワークを実践しています

当院は社会医療法人として、病院全体を母子サポートセンターと位置づけ、全職員が母子サポーターとして児童の健全育成および児童虐待予防に取り組んでいます。縁組について中核を担う「特別養子縁組等審議委員会」(審議委員会)は、すべてのプロセスにおいて重要な役割を果たしています。審議委員会には、母子サポートルームに所属する社会福祉士や助産師に加え、産婦人科医である理事長・病院長、小児科医、監事(助産師)、看護部長、事務局長など、院内の幹部や多職種が参画しています。さらに、外部有識者として、里親支援の専門家、乳児院施設長、弁護士、児童相談所の管理職なども加わり、多角的な視点からアセスメントを実施しています。情報収集と審議を重ねながら、実親やその家族、子どもが活用できる制度や社会資源、関係機関との連携、養親希望者の適性などについて、それぞれの専門的知見から活発に意見を交わすなど、各職種の専門性を生かしながら支援方針を検討しています。すべての審議において「児童の最善の利益」を揺るぎない指針とし、院内外の英知を結集して質の高いソーシャルワークを実践しています。

【3】 母子サポートルーム内のスタッフは業務を分担しながら密に情報を共有し、連携して支援を行っています

特別養子縁組部門を有する母子サポートルームには8名のスタッフが在籍し、業務を分担しながら密に情報を共有し、連携を図っています。社会福祉士、助産師、保健師が協働し、妊産婦や乳児に関する幅広い相談に対応しています。未婚やひとり親、精神的な課題、経済的な課題など、配慮が必要な妊産婦一人一人をアセスメントし、状況に応じた社会資源の活用や情報提供、見守りを行っています。アセスメントに「養子縁組希望」という項目を設定し、ニーズを把握しています。現場におけるケースの検討は、毎日の朝礼を、カンファレンスの機会として活用し、母子サポートルームのスタッフと公認心理師、新生児センターの看護師などが集まり共有・検討を行っています。毎週の個別ケース検討会に加え、ケースが新たに発生した際には母子サポートルーム受理会議を行っています。さらに、母子サポートルームは、職員同士が見渡せる机のレイアウトになっており、日常業務の中で自然に情報を共有できる空間が整っています。このように各ケースについて顔を合わせて検討する機会や風通しのよい職場環境により、迅速な共有が可能となっています。さまざまな専門性を持ったスタッフがしっかり情報を共有しながら連携し、支援を行っています。

2024年度 福田病院 特別養子縁組部門 第三者評価 結果報告書 <総評>

第三者評価の受審情報

評価実施期間 契約日（開始日）	2024年7月18日（木）
評価実施期間 評価結果報告日	2025年3月18日（火）

総評

<改善が求められる点>

【1】 ロールプレイングやケースメソッド等の手法を活用することで、あっせんの現場で学ぶ機会の少なさを克服していくとよいと思われま

当院には優れた業務方法書があり、職員はそれを読んで学ぶことができますし、毎日のカンファレンス（朝礼）や毎週の個別ケース検討会等の機会を通して生きたケースを基に具体的に学ぶこともできます。毎月開催される審議委員会に出席することで、専門家の考え方や対応手順、多機関連携のあり方等を肌で感じることもできます。

しかし、実際にあっせんの現場を経験できる機会はそれほど多くはありません。さらに実親や養親希望者等への配慮や距離的な制約を考えると、多数の職員が同行することは難しく、先輩の背中を見て学ぶ方法には限界がありそうです。現場では臨機応変な判断や対応が必要となり、必ずしもマニュアル通りには進まないこともあります。そのため、柔軟な対応力を身につけるには、現場で学ぶのが最も効果的です。

この弱みを克服するには、ロールプレイングやケースメソッド等の手法を使って、皆で意見交換をしながら一緒に考える方法が適していると思われま

【2】 母子サポートセンターや養子縁組あっせん機関の業務内容について、院内での認知度を向上させる取り組みを進めていくとよいでしょう

当院の母子サポートセンターが担う業務は非常に尊く、この活動によって救われた命や、精神的な安定を得た妊婦、安定した生活を取り戻した家族は数多くいることでしょう。

しかし、母子サポートセンターや特別養子縁組あっせん事業の活動内容は、病院内でもまだ十分に認識されていないようです。これは、非常に残念なことです。なぜなら、病院全体で認知が広がることで、院内の連携がより強化され、患者だけにとどまらず、社会全体にとっても有益であると考えられるからです。

例えば、古くなった母子サポートブックの内容を改訂し、その発行を機に病院スタッフ全員を対象としたセミナーを開くというのは一つの方法だと思われま

【3】 業務方法書の内容を丁寧に解説する場を設けるとともに、年に1回は実際の手順との間に乖離がないかを確認するとよいでしょう

当院の特別養子縁組あっせん事業には優れた業務方法書があります。やるべき事柄が漏れなく順序良く明示されている上、内容も具体的で実践マニュアルとしてそのまま活用できるものとなっています。職員はこれをテキストブックとして読んで学習し、分からないことがあったときに見返すこともできます。

しかし、改訂後の業務方法書をきちんと解説する機会がはたしておらず、職員がそれぞれ読み込むことになっているようです。確かに自分で読めば分かるのですが、それぞれが間違った解釈をしてしまうことが無いとも限りません。やはり一度は組織として正式に説明する場を設けた方がよいと思われま

また、1年に1回は、実際の手順と業務方法書との間に乖離がないかをチェックし、乖離があればどちらかを合わせていく必要があると思われま